

行財政改革 答申案に意見を募集



市は、平成23年度を初年度とする第5次行財政改革の計画策定に向けて、5月31日に行財政検討審議会を設置し、行財政改革の取組について諮問しました。諮問を受けた同審議会は8回の審議を行い、11月12日に答申案を作成しました。この答申案にあなたの意見をお寄せください。

答申案の概要

行財政改革の基本的な考え方

地方公共団体の責務である住民福祉の増進と第4次八幡市総合計画における重点取組を推進し、行財政の持続性を高めるためには、既存事務事業全般に行うことで徹底した見直しを行うとともに、市民ニーズに的確に対応する組織の弾力的運用による総人件費のさらなる削減を行う。既存財

諮問事項別方策

1 定員管理および給与の適正化

① 定員管理の適正化

今後、地域主権改革の推進による権限移譲により、さらに事務量の増加が見込まれるが、各種事業の見直しにより、職員・嘱託員数の削減を図る。
特に地域経済の活性化を図り、新たな雇用を創設するためにも、ごみ収集業務など民間事業所が業として行っている業務については、雇用されている者の労働条件やサービスの質の低下を招かないように留意しつつ、可能な限り民間委託化の推進により、職員定数を抑制する。なお、業務種類ごとに、具体的数値目標を掲げた職員配置計画を策定し、取り組む。

② 給与の適正化

国基準と隔たりが見られる以下の項目について、早急に取り組む。

● 「わたり」の是正

市では5級で課長補佐、係長、主任が、4級で係長、主査等が同一級となっており、法の規定と隔たりが見られ、「わたり」といわれる状況にある。給料表の級の適用に当たって、級ごとの役職を明確にし、「わたり」を早期に是正する。

● 技能労務職

給料表の設定

府内全市において一般行職給料表を使用している現状にあるが、民間の同一職種給料がベースとなっている国の技能労務職給料表を上回る水準となっているため、技能労務職給料表



施設の活用が検討される旧八幡第五小学校

を設定する。

● 特別職等報酬の見直し

行財政の現状と今後の見通しに照らし合わせ、特別職等の報酬の見直しにも取り組む。

2 施設の管理運営のあり方

各地域の配置状況を考慮した、少子高齢化時代の変化や今後のまちづくりに対応した合理的かつ効果的な公共施設再配置計画を策定する。

なお、閉校となった旧小学校の活用方策については、市民の合意形成を図りつつ、早期に決定していく必要があるが、男山団地の集約化計画と併せて議論を進める。また、税収や雇用

4 事務事業の見直し

となる市民協働推進指針の策定を早急に行い、市の組織体制の確立へ着手し、市民協働推進条例の策定につなげる。

各々の事務事業が時代の変化に見合った施策となっているのか、職員総参加の下で、事務事業の見直しに取り組む。

諸団体の育成・活動の奨励に対する補助については、数年間の補助により、その目的が達成されていないか、運営費補助が継続されていないかを点検する必要がある。見直し基準を設け、点検を行い、補助金の適正化を図る。

また、民間事業所が業として行っている業務を

5 歳入確保の方策

中心に、費用対効果が見込まれるものについて、さらなる民間委託化を検討する。

歳入確保においては、今後によりも、未収金対策推進に力を注ぐ必要がある。特に国民健康保険料は徴収率の大幅な向上に向け、従前取組の継続にとどまらず、払える資力があるのに払わない悪質滞納者への差し押さえの実施など新規取組の方策検討を行う。

また、歳入予算に大きなウエイトを占める市税収入について、優良企業の誘致に向けた基盤整備に取り組み、雇用の拡大と市民税・固定資産税の増収に結び付ける。

パブリックコメント(市民意見)を募集

- ▷ 募集期間 12月1日(水)～15日(水)
- ▷ 募集対象 市内在住、在勤、在学の人
- ▷ 提出先 行財政検討審議会事務局(政策推進課)
- ▷ 提出方法 次の①～④のいずれか。

① 郵送 〒614-8501(住所記載不要) ② ファックス 982-7988 (代表) ③ 市ホームページからメール送信 ④ 政策推進課(市役所2階)へ持参

▷ その他 電話でのご意見等は受け付けできません。また個々の意見等に対しては直接、回答はできませんので、ご了承ください。なお公表する場合は、意見の内容以外は公表しません。

◆ 問い合わせ 政策推進課